

【墮落する司法】——止まらない冤罪

# 検察を仰ぎ見る裁判所の体たらく すでに破綻を来たした裁判員制度

弁護士 高山 俊吉

## 松川事件から六〇年 相も変らぬ証拠隠し

司法の腐敗が象徴的に示されて  
いるエピソードから紹介しよう。

ある講演会での話だ。「検事時代に担当した裁判で、これは有罪  
に持ちこむのは難しいと思えた裁  
判でしたが、立場上、有罪である  
との論告求刑をしました。執行猶  
予がつくだろうが、有罪判決が出  
ればそれでよしと観念していたの  
に、実刑判決が出たので正直驚き  
ました」。こう語ったのは元検事  
で、いまは弁護士をしているいわ  
ゆるヤメ檢の一人である。

もはや検察が裁判所を見下して  
いる構図をありありと証言するも  
のでしかない。実際、裁判所は檢  
察側の主張を真に受け、疑いを持  
たないことがほとんどだ。これこ  
そ、いま日本の司法が抱える諸悪  
の根源である。

二〇一〇年三月に無罪が確定し  
た足利事件に関しては、事件が起  
きた一九九〇年当時のDNA鑑定  
は精度が低く、被告人が犯人では  
ないとの判定ができなかつたとい  
う解説がある。だが、検察の過酷  
な取り調べに耐え切れず、被告人  
が犯人だと認めてしまつたのが実  
態だ。公判になつてから被告が一

いうしかない。同時に、裁判で無  
罪を主張する被告の真摯な声を受  
け止めなかつた裁判所にも重大な  
責任がある。

厚生労働省の虚偽公文書作成、  
行使事件では、前田恒彦主任検事  
が証拠隠滅容疑で逮捕された。一  
検事の逮捕よりも、検察が自らに  
有利になるよう証拠隠しをしても、  
それをチエツクできなかつた裁判  
所の機能喪失がもつと問われるべ  
きだつた。

証拠隠しで思い出されるのは、  
なんといつても松川事件だろう。  
戦後まもない一九四九年に起きた  
列車転覆事故で、労働組合員二〇

【墮落する司法】——止まらない冤罪



中井利輔の画家たち

「別の人だった」を検察側が初めて開示したのは、再審が開始されてからだ。さらに再審の過程で、被告人が自白したとされる取り調べの録音テープが改竄されていたことも判明した。これらが無罪の決め手になつたが事件発生後四四年も経つてからのことである。

やそと、二〇〇一年ころは五〇〇人程度だった司法試験の合格者を、二〇一〇年ごろまでに三〇〇〇人にしようとした。しかし、実際は、昨年も二〇〇〇人程度にとどまっており、今年になり総務省は、三〇〇〇人の合格者を出すのは問題だとして、法務、文部科学省に見直しを求めた。

らは無利子ながら貸与制に変わった。司法試験に合格し、司法修習所を卒業すると、平均で三〇〇万円、多い者は一二〇〇万円もの借金を抱えることになる。

人が逮捕され、一審では死刑五人を含む有罪判決が出た。が、事故から一四年経つた一九六三年、全員の無罪判決が確定した象徴的な冤罪事件である。

無罪の決め手になつたのがいわゆる「諏訪メモ」である。被告たちの中心にいた人物が謀議をしていたとされる時間、会社との団交の席にいたと主張し続けていたその事実が公になつたのは二審判決後だ。支援者が会社側に確認をしたところ、「団交に出ていた議事録もあり、検察側に提出している」との返答を得た。その議事

録が「諏訪メモ」でアリバイが成立する。明らかに検察側の証拠嘘だ。無罪判決が出た日、一万人もの怒りの市民たちが、仙台高裁を囲んだ。

だが、止まらない冤罪は、松川事件から六〇年以上経たいまでも司法が何も変わっていないということだ。

裁判所の狙い通りか  
弁護士「貧困化」現象

昨年五月に無罪判決が出た布川事件は一九六七年に起きた強盗殺人事件で、逮捕された二人は無期

裁判所が「司法制度改革」を進めるにあたっては、  
判所は正しい道を歩んでいるかの  
ようなアピールを続けている。  
裁判所がいう「司法制度改革」  
の大きな柱とは、「法曹人口」の増  
加」と「裁判員裁判」だ。

平成一八年度からスタートした新司法試験制度では、「法科大学院修了」が受験資格となり、その法科大学院を修了するまでにかかる費用は一〇〇〇万円にもなる。

これだけ失態が続いているのだから、裁判所は大いに批判されても仕方がない。いや批判を受ける前に、裁判所自らが反省して、國民に向かい、深々と頭をたれなければいけない。ところが、最高裁判所をはじめとする裁判所からは反省のひとかけらも感じられない。それどころか、ここ何年か行われてきた司法制度改革、まさに、

弁護士を増やそうとしたのは、社会の隅々に弁護士がいることで、紛争があつても、ただちに法的な解決策を提示できるようにし、司法への信頼性の向上を図ろうといふのが表向きの狙いだ。しかし、本当の目的は弁護士貧困化政策ではないかと多くの弁護士が疑っている。弁護士の窮状を裁判所が知

は、三〇〇〇人もの合格者を出すのは問題だとして、法務、文部科学両省に見直しを求めた。

もちろん、弁護士生活の中でも返済していくべきだが、こんどは弁護士として就職できない者が続出している。就職先が細る一

方なのだ。「失われた二〇年」の中では、経済活動や消費活動が縮小し、紛争そのものが減っている。紛争があつても、弁護士費用が捻り出できないケースもある。依頼人の取り合いという状況もすでに生まれおり、新たな弁護士を戦力として必要としているのが実態である。

個人で開業する方法もあるが、弁護士会に登録しないと活動できない。地域によって異なるが会費は月五万から一〇万円かかる。この費用さえ払えない弁護士が出てきている。国税庁によれば、所得（年収から必要経費を除いたもの）が七〇万円以下の弁護士が二割いるという。要するに弁護士の貧困化現象が起きているのだ。

というのも、弁護士に金銭的な余裕があると何をしてかすかわからない、というのが裁判所の正直な感想だ。やれ、人権擁護のための訴訟、再審請求、行政訴訟といふことを、弁護士は余裕があつたことを、弁護士は余裕があ

ばそれこそ手弁当でも取り組むからだ。貧困化させれば、そんな余裕はなくなる、つまり静かになる。実際、静かになりつつある。足利事件、東電O・S事件、布川事件などのように再審請求に奔走する弁護士は今後減少するだろう。

### 裁判員裁判の実態は 一方的な司法教育

一方、国民を法廷の場に巻き込む裁判員裁判は成功したと言えるだろうか。私は、弁護士を増加させることも、裁判員裁判も、発足当初から間違っていると批判してきた。それが、いまや明々白々のものとなりつつある。

さいたま地裁で審理された首都圏連続不審死事件の裁判では、一〇〇日間も裁判員を拘束した。なぜこのような長期間の拘束が許されるのか、マスコミから批判が起らなかったのが不思議である。「一〇〇日間も続けられてしまい、冷静な判断ができるのか」というのが裁判所にしてみれば、弁護士の貧困化は、裁判所に対する批判封じに通じるのだ。

裁判員出頭の呼び出しをしたのに、応じたのは三四人にすぎなかつた。三年が経過し、この間、裁判員になった者は三万人近くになる。そこで岐阜地裁で裁判員経験者六人を含めた座談会を催した。そこにまもなく九月に鳥取地裁で連続不審死事件の裁判員裁判が始まるが、こちらは七五日間の拘束になる。裁判員に応じるのは少ないと初めから見込んで、さいたま地裁判の倍近くの六〇〇人ものに、裁判員の出頭通知を出すという。

拘束時間が長いから問題なのでない。たとえ三日で終わる裁判はともかく、裁判員裁判も、発足当初から間違っていると批判してきた。それが、いまや明々白々のものとなりつつある。

裁判員裁判の怖さは、一般市民五人が「いやです」と答えた。裁判員がいかにつらい体験だったか、法律に精通していないのに人を裁くようなことをしていいものなのか——これが、裁判員裁判を受けたくないという大きな理由だ。

裁判員裁判の怖さは、一般市民（国民）が、司法という国家機構の合議の中にプロの裁判官が参加し、過去の判例を示し、それらの判例に基づいた判断しか許されていないというのが実情だ。裁判員が、こういう量刑がふざわしいのではと主張したところで、实际上認められないのだ。

育の場でしかない。裁判員裁判がスタートしてから三年が経過し、この間、裁判員になった者は三万人近くになる。そこで岐阜地裁で裁判員経験者六人を含めた座談会を催した。そこにまもなく九月に鳥取地裁で連続不審死事件の裁判員裁判が始まるが、こちらは七五日間の拘束になる。裁判員に応じるのは少ないと初めから見込んで、さいたま地裁判の倍近くの六〇〇人ものに、裁判員の出頭通知を出すという。

拘束時間が長いから問題なのでない。たとえ三日で終わる裁判はともかく、裁判員裁判も、発足当初から間違っていると批判してきた。それが、いまや明々白々のものとなりつつある。

### 検察審査会は政争の具に 陪審員とは対極の裁判員

民間の叡智を裁判に反映させるなどまったくのお題目であり、裁判員裁判は、実は不運にも選ばれた裁判員に対する一方的な司法教

もうひとつ一般市民が選ばれる

検察審査会という組織がある。検察が不起訴とした判断の当否を審査するところだ。二〇〇九年五月に裁判員制度が導入されると同時に、二度の起訴相当の判断で起訴が強制されることになってしまった。

市民の目で判断するというが、ここでも実際はプロの弁護士がリードし、しかも新たな取り調べもせずに、検察の資料のみで審査するという欠陥制度である。

しかし、強制起訴という新たな

方式で、検察審査会は強大な権力を握ってしまった。それも非公開なのだから、政治的に利用されやすくなる。小沢裁判はその顕著な例になってしまった。

政治から独立し、国家機構に与しない、犯人も含め市民の側に立つ——アメリカの陪審制が、まさに市民を守るために存在している

のに対し、日本の裁判員裁判は対極にあるといつていい。陪審制は起訴された事実について、陪審員だけで議論して決める。これに 対し、日本の裁判員裁判は裁判員裁判にするかどうかに始まって、すべてのシナリオはお上が決めてしまう。国民にとつては何の意味もないのだ。

もう少し、陪審員制に触れておこう。一二名で構成される陪審員は、自らの意思で判断を下す。一人一人全員が有罪と認めなければ、無罪か採決不能かになる。O・J・シンプソン、マイケル・ジャクソンの陪審員裁判では、両被告とも無罪となつた。検察は陪審員全員に納得させるだけの証拠、材料を揃えなくてはならず、緻密な論告が必要になるということだ。日本のように過酷な取り調べをしたり、証拠隠しをすれば、どこかに矛盾が生じ、ほろびが出る。

陪審制度は有罪か無罪かの判断を下すが、日本と違つて量刑を決めるのは裁判所である。陪審員といえども法律については素人なのであるからそれは当然だ。

だから日本にも、陪審制を探り入れよと性急なことを言うつもりはない。ただ、裁判員制度はこれまで述べてきたように害あって利害である。ここはただちに廃止して、とりあえずは元の形に戻すべきである。

竹崎博允最高裁長官は、六月に開かれた「長官・所長会同」で、裁判員制度について、「国民の高い意識によって支えられている」と発言している。

国民には高い意識があると、私も思う。しかしその高い意識は、これだけ冤罪事件を生み続けている司法と、その本体である裁判所への批判に変わっていくことに気づくべきだろう。

N

●たかやま・しゅんきち  
一九四〇年生まれ。東京大学法学部卒、東京弁護士会所属。高山法律事務所主宰。交通法科学研究会事務局長を務め、市民の立場から交通事故や道交法などを追究。また憲法と人権の日弁連を日指す会代表を務める。「道交法の謎」裁判員制度はいらないなど著書多数。